

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年3月27日認可した。

平成27年4月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）詫間越新池地区
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）室本池地区